

津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱

平成23年3月7日訓第9号

改正 平成23年10月3日訓第47号
令和7年3月18日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公用車が配置されていない職場及びこれと同様に取り扱うことが適当であると市長が認める職場において、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が、自家用自動車を公務に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自家用自動車」とは、職員が所有（自動車販売会社等が所有権を留保している場合にあつては、使用）する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。

(自家用自動車の登録)

第3条 職員は、自家用自動車を公務に使用するに当たっては、あらかじめ自家用自動車登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて所属長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証（電子化された自動車検査証が交付されている場合にあつては、自動車検査証記録事項。第7条において同じ。）、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写し
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
- (3) 任意自動車保険証券の写し

2 所属長は、前項の規定による提出があつた場合は、その内容を確認し、使用する自家用自動車が決の各号のいずれにも該当しないときは、自家用自動車登録承認書（第1号様式）により当該自家用自動車の登録を承認するものとする。

- (1) 自動車検査証又は軽自動車届出済証を備え付けていないとき。
- (2) 整備不良車両に該当すると認められるとき又は当該車両が著しく改造され、公務に使用するものとしてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 定期点検整備を受けていないとき。
- (4) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に加入していないとき。
- (5) 次に掲げる任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入していないとき。

ア 自動車（二輪の自動車を除く。）を使用する場合 対人賠償額無制限、対物賠償額無制限及び搭乗者傷害補償額1,000万円以上

イ 二輪の自動車及び原動機付自転車を使用する場合 対人賠償額無制限及び対物賠償額500万円以上

3 前項の登録は、当該登録をした日からその日の属する年度の末日まで有効とする。

（登録車の使用許可）

第4条 職員は、本市の区域内又は隣接市若しくは村へ出張する場合で、公共交通機関を利用しては著しく時間を要することにより、公務の遂行の能率が著しく低下するときは、登録車使用記録簿（第2号様式）に必要事項を記載し、所属長の許可を受けた後、前条第2項の規定による承認を得た家用自動車（以下「登録車」という。）を公務に使用することができる。

（使用許可の制限）

第5条 所属長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録車の使用を許可してはならない。

- (1) 職員が、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）携帯していないとき。
- (2) 職員が、心身の状態が傷病、過労、睡眠不足その他の理由により登録車の運転に不適當な状態にあるとき。
- (3) 職員が、過去1年間において、その責めに帰する交通事故を起こし、又は交通法規に違反し、刑罰又は懲戒処分に処せられたとき。
- (4) 登録車が、整備不良の状態にあるとき。
- (5) 公務先までの予定運行距離が往復4キロメートル未満のとき。

(登録車の使用に係る確認)

第6条 登録車を公務に使用した職員は、当該登録車の使用後速やかに、登録車使用記録簿に必要事項を記入し、所属長等の確認を受けなければならない。

(事故の報告)

第7条 職員は、登録車の公務への使用の際に、人を死傷させ、又は物を損壊する事故を起こした場合において、津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号。以下「規程」という。）第14条第1項又は第2項の規定に基づく事故報告を行うときは、事故報告書（交通事故）（規程第8号様式）又は事故報告書（交通事故以外の事故）（規程第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 自家用自動車登録申請書及び登録車使用記録簿の写し
- (2) 事故現場の写真及び事故車両の写真（破損箇所及び自家用自動車の登録番号が分かるもの）
- (3) 自動車検査証、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写し
- (4) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
- (5) 任意自動車保険証券の写し

(損害賠償)

第8条 登録車の使用を許可された職員が当該登録車の公務への使用の際に、交通事故を引き起こし、他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合の損害賠償については、当該登録車について当該職員が加入する責任保険又は責任共済及び任意保険を優先して充当するものとする。

2 損害賠償の額が前項の規定により充当した保険金額を超える場合は、本市がその超える金額を賠償するものとする。

3 前項の場合において、職員に故意又は重大な過失があったときは、本市は当該職員に対しその超える額について求償することができる。

(使用料)

第9条 第4条の規定による許可を受けた職員が当該登録車を公務に使用したときは、当該許可をもって本市が登録車を借り上げたものとみなし、次のとおり使用料を支払うものとする。

- (1) 自動車（二輪の自動車を除く。）に係る使用料の額

ア 往復運行距離が4キロメートル以上10キロメートル未満 150円

イ 往復運行距離が10キロメートル以上20キロメートル未満 300円

ウ 往復運行距離が20キロメートル以上 450円

(2) 二輪の自動車及び原動機付自転車に係る使用料の額

ア 往復運行距離が4キロメートル以上10キロメートル未満 50円

イ 往復運行距離が10キロメートル以上20キロメートル未満 100円

ウ 往復運行距離が20キロメートル以上 150円

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日訓第47号）

この訓は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（令和7年3月18日訓第10号）

この訓は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第1条中津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱第3条第1項第1号及び第1号様式の改正規定並びに第2条中津市職員の自家用自動車の災害対策業務への使用に関する要綱第3条第1項第1号及び第1号様式の改正規定は、決裁の日から施行する。

第1号様式（第3条、第7条関係）

自家用自動車登録申請書

年 月 日

（宛先 ）所属長

所 属
申請者 職 名
氏 名 ⑩

津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

車 番	
車 名	
運 転 者	
車 検 有 効 期 日	年 月 日
対 人 賠 償 保 険 額	無 制 限
対 物 賠 償 保 険 額	
搭 乗 者 賠 償 保 険 額	円

なお、津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱第3条第2項の規定により登録が承認された場合、同要綱第4条の規定により公務に使用するときは、当該自家用自動車を津市へ貸し付けたものとみなし、同要綱第9条に規定する使用料を受領することを承諾します。

- 添付書類
- (1) 自動車検査証（電子化された自動車検査証が交付されている場合にあつては、自動車検査証記録事項）、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写し
 - (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
 - (3) 任意自動車保険証券の写し

自家用自動車登録承認書

申請のとおり承認する。

年 月 日

所属長（氏 名） 印

第2号様式(第4条、第6条、第7条関係)

登録車使用記録簿

							職員氏名				
							登録車車番				
							登録年月日	年 月 日			
使用月日	許可の可否 所属長印	出発地及び用務地	用務の内容	同乗者数	出発及び帰着時間	指示キロ数	実走行量	確認			
								所属長	担当主幹・ 担当副主幹	担当	
月 日()	可 否 所属長印		人	時 分 時 分	出発 km 帰着 km	km				
月 日()	可 否 所属長印		人	時 分 時 分	出発 km 帰着 km	km				
月 日()	可 否 所属長印		人	時 分 時 分	出発 km 帰着 km	km				
月 日()	可 否 所属長印		人	時 分 時 分	出発 km 帰着 km	km				
月 日()	可 否 所属長印		人	時 分 時 分	出発 km 帰着 km	km				